

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年6月27日

**【会社名】** 日本アジアグループ株式会社

**【英訳名】** Japan Asia Group Limited

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長兼社長 山下 哲 生

**【最高財務責任者の役職氏名】** 取締役 米村 貢一

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区六番町2番地

(平成24年10月1日から本店所在地 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号が上記のように移転しております。)

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長である山下哲生及び最高財務責任者である取締役米村貢一は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

### (1) 評価の基準日

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成25年3月31日を基準日として行われております。なお、当社は決算日を毎年4月30日としておりましたが、平成24年4月1日の国際航業ホールディングス株式会社との株式交換を機に、当社および当社グループ会社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに統一することにより、当社グループの連結決算等の経営情報の精度を高め、経営の効率化・迅速化を図ることを目的として、平成24年7月26日開催の定時株主総会の決議により、決算日を毎年3月31日に変更しております。これに伴い、評価の基準日を3月31日に変更しております。

### (2) 評価の基準

財務報告に係る内部統制の評価に当たっては、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

### (3) 評価の手続き

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって内部統制の有効性に関する評価を行っております。

### (4) 評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高を指標とし、連結売上高の概ね3分の2に達している事業拠点を重要な事業拠点としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、重要な虚偽表示の発生可能性が高く見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、財務報告への影響を勘案して評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続きを実施した結果、平成25年3月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当する事項はありません。

5 【特記事項】

該当する事項はありません。